

令和2年度 久留米市財政健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化判断比率審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条の規定に基づき、市長から提出された財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

令和3年8月10日から令和3年9月3日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類につき、その内容等を審査した結果、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率は次の表のとおりとなり、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字が生じていないため該当数値はない。実質公債費比率は前年度から0.1ポイント上昇（悪化）したが、将来負担比率は、前年度から8.8ポイント低下（向上）している。法令に定める早期健全化基準からも大幅に下回っており、今回の指標から見た限りでは久留米市の財政は、「健全段階」の範囲にあるものと認められる。

財政健全化判断比率	令和2年度	令和元年度	対前年度差 (ポイント)	早期健全化 基準	備 考
① 実質赤字比率	—	—	—	11.25%	「基準」は財政規模に応じて定まる。
② 連結実質赤字比率	—	—	—	16.25%	「基準」は財政規模に応じて定まる。
③ 実質公債費比率	3.5%	3.4%	0.1	25 %	
④ 将来負担比率	23.7%	32.5%	△8.8	350 %	

(注：①実質赤字比率 及び ②連結実質赤字比率は、その算定結果が「赤字」の場合のみ数値が表示され、「黒字」の状態である場合には、これらの比率については「—」と表示される。)

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の額）に対する比率である。令和2年度の実質収支は黒字となっているため、実質赤字比率は黒字を示す数値となっている。

本市においてこの比率の算定対象となる会計とその状況は、次表のとおりである。

【参考1：実質赤字比率前年度対照表】

(単位：千円、%、ポイント)

項 目	令和2年度	令和元年度	対前年度差
一般会計 実質収支額	790,969	665,901	125,068
住宅新築資金等貸付事業特別会計 実質収支額	35,829	35,146	683
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 実質収支額	162,354	151,623	10,731
① 分子（一般会計等実質収支額合計）	989,152	852,670	136,482
② 分母（標準財政規模）	70,294,508	69,154,492	1,140,016
実質赤字比率（①/②）	+1.40%	+1.23%	0.17

(注：「+」は、黒字の状態を意味する。)

② 連結実質赤字比率について

公営企業に係る特別会計等を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。

令和2年度の連結実質収支は黒字となっているため、連結実質赤字比率は黒字を示す数値となっている。この比率は、企業会計を含む全会計が対象であり、各会計の実質収支額又は資金不足額若しくは剰余額は次表のとおりである。

【参考2：連結実質赤字比率前年度対照表】

(単位：千円、%、ポイント)

項 目	令和2年度	令和元年度	対前年度差
一般会計 実質収支額	790,969	665,901	125,068
住宅新築資金等貸付事業特別会計 実質収支額	35,829	35,146	683
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 実質収支額	162,354	151,623	10,731
国民健康保険事業特別会計 実質収支額	1,392,490	1,289,453	103,037
競輪事業特別会計 実質収支額	599,371	597,969	1,402
市営駐車場事業特別会計 実質収支額	8,040	8,027	13
介護保険事業特別会計 実質収支額	510,540	529,615	△ 19,075
後期高齢者医療事業特別会計 実質収支額	93,964	100,480	△ 6,516
水道事業会計 資金不足・剰余額	6,037,327	5,056,884	980,443
下水道事業会計 資金不足・剰余額	5,116,318	2,118,066	2,998,252
卸売市場事業特別会計 資金不足・剰余額	14,669	10,438	4,231
農業集落排水事業特別会計 資金不足・剰余額	11,812	11,406	406
特定地域生活排水処理事業特別会計 資金不足・剰余額	14,163	13,371	792
① 分子（各会計実質収支額、資金不足・剰余額合計）	14,787,846	10,588,379	4,199,467
② 分母（標準財政規模）	70,294,508	69,154,492	1,140,016
連結実質赤字比率（①/②）	+21.03%	+15.31%	5.72

(注：「+」は、黒字の状態を意味する。)

③ 実質公債費比率について

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

令和2年度の実質公債費比率の算定結果は、前年度から0.1ポイント上昇（悪化）した。当比率は実質公債費比率(単年度)の過去3か年の平均値を採るものとされ、令和2年度が、単年度の実質公債費比率で3.71%まで上昇したことの影響が現れている。この上昇については、分子となる元利償還金等について一般廃棄物処理事業債の償還額が増加したことなどが主な要因である。なお、早期健全化基準の25%との比較においては低い数値で、令和元年度の中核市平均値5.7%との比較においても、良好な状態にあるといえる。

過年度との対照については次表のとおりである。今後の諸事業に係る地方債などの借入れ状況や元利償還金の変化などによって、当比率は変動することも考えられるので、注意が必要である。

【参考3：実質公債費比率過年度対照表】

(単位：千円、%、ポイント)

項 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	対前年度差
① 元利償還金等*	11,830,555	12,336,073	12,313,132	12,524,215	12,565,860	41,645
② 標準財政規模	67,989,549	68,300,632	68,588,711	69,154,492	70,294,508	1,140,016
③ 基準財政需要額算入額**	9,845,704	10,325,393	10,385,106	10,368,013	10,337,695	△ 30,318
④ 実質公債費比率(単年度)	3.41	3.46	3.31	3.66	3.71	0.05
⑤ 実質公債費比率(3か年平均)	3.6%	3.6%	3.3%	3.4%	3.5%	0.1

(注：④実質公債費比率(単年度)は、「①元利償還金等*(表中では特定財源等の額を控除して表示)－③基準財政需要額算入額** (元利償還金等に係る額。以下、④将来負担比率においても同じ。)」の値を「②標準財政規模－③基準財政需要額算入額**」の値で除して求める。(小数点以下2桁まで表記) また、⑤実質公債費比率(3か年平均)は、過去3年分の「④実質公債費比率(単年度)」の値の平均を求める。)

④ 将来負担比率について

令和2年度の将来負担比率の算定結果は23.7%で、前年度の32.5%から見ると、数値は向上している。早期健全化基準の350%を下回り、当比率の基準からすれば「良好」な数値といえる。

前年度との比較は、次表に示すとおりである。本年度の数値が、前年度に比べて低下(向上)した主な要因は、当比率の分子の控除要因である充当可能財源のうち、充当可能基金がふるさと納税等の増により増加し、結果分子が減少したことによるものである。

【参考4：将来負担比率前年度対照表】

(単位：千円、%、ポイント)

項 目	令和2年度	令和元年度	対前年度差
① 将来負担額	185,812,714	184,757,546	1,055,168
② 充当可能財源等	171,554,062	165,619,249	5,934,813
③ 標準財政規模	70,294,508	69,154,492	1,140,016
④ 基準財政需要額算入額	10,337,695	10,368,013	△ 30,318
⑤ 将来負担比率	23.7%	32.5%	△8.8

(注：⑤将来負担比率は、「①将来負担額－②充当可能財源等」の値(分子)を「③標準財政規模－④基準財政需要額算入額」の値(分母)で除して求める。)

令和2年度久留米市資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化に関する審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条の規定に基づき、市長から提出された本市の公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

令和3年8月10日から令和3年9月3日まで

3 審査の結果

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類につき、その内容等を審査した結果、次の表のとおりとなり、いずれも適正に作成されているものと認められる。

また、いずれの会計も資金不足は生じておらず、当比率の算定上は良好な状態にあると認められる。引き続き、財政及び経営の健全性確保に努められたい。

特別会計の名称	令和2年度 資金不足比率	令和元年度 資金不足比率	経営健全化 基準	備考
水道事業会計	—	—	20 %	地方公営企業法 適用企業 (宅地造成事業以外)
下水道事業会計	—	—		
卸売市場事業特別会計	—	—		地方公営企業法 非適用企業 (宅地造成事業以外)
農業集落排水事業特別会計	—	—		
特定地域生活排水処理事業特別会計	—	—		

(注： 資金不足比率は、資金不足額（剰余額）又は実質収支の算定結果が「赤字」の場合のみ数値が表示され、「黒字」の状態である場合には、この比率については「—」と表示される。)